

岩倉市子ども未来応援計画 新旧対照表

改正案			現行					
P23 (1) 幼児期の教育（認定こども園（教育）・幼稚園）			P23 (1) 幼児期の教育（認定こども園（教育）・幼稚園）					
◆ 実績			◆ 実績					
			R 1 年度 (2019)	R 2 年度 (2020)	R 3 年度 (2021)	R 4 年度 (2022)	R 5 年度 (2023)	
市内在住、市内施設利用			728	726	690	680	659	
市外在住、市内施設利用			126	107	116	96	99	
合計			854	833	806	776	758	
認定こども園	教育のみ		372	372	338	289	281	
	教育+預かり保育		56	67	87	117	125	
幼稚園	教育のみ		376	294	283	275	248	
	教育+預かり保育		50	100	98	95	104	
※市外在住、市内施設利用を含む。			※市外在住、市内施設利用を含む。					
◆ 量の見込みと確保目標量			◆ 量の見込みと確保目標量					
			R 7 年度 (2025)	R 8 年度 (2026)	R 9 年度 (2027)	R 10 年度 (2028)	R 11 年度 (2029)	
量の見込み	認定こども園	教育のみ	219	216	210	210	208	
		教育+預かり保育	97	96	93	93	93	
	幼稚園	教育のみ	193	190	185	185	184	
		教育+預かり保育	81	80	78	78	77	
	合計		590	582	566	566	562	
確保目標量	認定こども園		410	410	410	410	410	
	幼稚園		620	430	430	430	430	
	合計		1,030	840	840	840	840	
※推計は、市内在住、市内施設利用のみを算出。			※推計は、市内在住、市内施設利用のみを算出。					
◆ 確保方策			◆ 確保方策					
<ul style="list-style-type: none"> ● 幼児期の教育のニーズ量の見込みは、令和7年度には590人が見込まれ、それ以降、減少していくことが予測されます。 ● こうした幼児教育のニーズ量の見込みに対して、認定こども園3園（教育の定員：410人）と、令和8年度から子ども・子育て支援新制度（以下「新制度」という。）に移行する幼稚園1園（定員120人）、新制度に移行していない幼稚園1園（定員310人）の定員の合計840人によって、ニーズ量の見込みを満たすサービス量を確保していくものとします。 ● なお、市外在住で本市内の幼児期の教育施設を利用している園児数（令和5年度：99人）を加味しても、合計定員840人内で十分収まる範囲内のニーズ量です。 			<ul style="list-style-type: none"> ● 幼児期の教育のニーズ量の見込みは、令和7年度には590人が見込まれ、それ以降、減少していくことが予測されます。 ● こうした幼児教育のニーズ量の見込みに対して、認定こども園3園（教育の定員：410人）と、令和8年度から子ども・子育て支援新制度（以下「新制度」という。）に移行する幼稚園1園（定員100人）、新制度に移行していない幼稚園1園（定員310人）の定員の合計820人によって、ニーズ量の見込みを満たすサービス量を確保していくものとします。 ● なお、市外在住で本市内の幼児期の教育施設を利用している園児数（令和5年度：99人）を加味しても、合計定員820人内で十分収まる範囲内のニーズ量です。 					
関連施策	基本目標		施策の方向					
	3	社会や地域で安心して育つ子ども	(1)	質の高い教育・保育の提供				
関連施策	基本目標		施策の方向					
	3	社会や地域で安心して育つ子ども	(1)	質の高い教育・保育の提供				

②一時預かり事業（幼稚園型を除く。）

◆ 事業の概要と現状

保護者の労働や家族の病気、冠婚葬祭等様々な事情で、家庭での保育が一時的に困難になった場合、1か月につき14日を限度として未就学児を預かる非定型的保育・緊急保育を、認定こども園1園において定員15名で実施しています。

また、保護者の育児負担の解消等のために、月3回まで未就学児を預かるリフレッシュ保育を、令和8年5月までは公立保育園1園において、同年6月からは幼稚園1園において、定員6名で実施しています。

◆ 実績

	R 1年度 (2019)	R 2年度 (2020)	R 3年度 (2021)	R 4年度 (2022)	R 5年度 (2023)
延べ利用者数(人日)	1,775	1,938	1,874	2,182	2,010

◆ 量の見込みと確保目標量

	R 7年度 (2025)	R 8年度 (2026)	R 9年度 (2027)	R 10年度 (2028)	R 11年度 (2029)
量の見込み(人日)	2,056	2,086	2,127	2,160	2,183
確保目標量(人日)	6,090	6,090	6,090	6,090	6,090

◆ 確保方策

- 現在の定員は21人で、年間6,090人分(21人×290日)のサービス量を確保することが可能です。
- そこで、年間延べ6,090人を確保目標量として設定し、ニーズ量の見込みに十分に対応できるだけのサービス量を確保していくものとします。

	基本目標	施策の方向
関連施策	2 安定した環境で健康に育つ子ども	(2) 安心して子どもを生み、親として成長することへの支援

②一時預かり事業（幼稚園型を除く。）

◆ 事業の概要と現状

保護者の労働や家族の病気、冠婚葬祭等様々な事情で、家庭での保育が一時的に困難になった場合、1か月につき14日を限度として未就学児を預かる非定型的保育・緊急保育を、認定こども園1園において定員15名で実施しています。

また、保護者の育児負担の解消等のために、月3回まで未就学児を預かるリフレッシュ保育を、公立保育園1園において定員6名で実施しています。

◆ 実績

	R 1年度 (2019)	R 2年度 (2020)	R 3年度 (2021)	R 4年度 (2022)	R 5年度 (2023)
延べ利用者数(人日)	1,775	1,938	1,874	2,182	2,010

◆ 量の見込みと確保目標量

	R 7年度 (2025)	R 8年度 (2026)	R 9年度 (2027)	R 10年度 (2028)	R 11年度 (2029)
量の見込み(人日)	2,056	2,086	2,127	2,160	2,183
確保目標量(人日)	6,090	6,090	6,090	6,090	6,090

◆ 確保方策

- 現在の定員は21人で、年間6,090人分(21人×290日)のサービス量を確保することが可能です。
- そこで、年間延べ6,090人を確保目標量として設定し、ニーズ量の見込みに十分に対応できるだけのサービス量を確保していくものとします。

	基本目標	施策の方向
関連施策	2 安定した環境で健康に育つ子ども	(2) 安心して子どもを生み、親として成長することへの支援

(3) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）☆

◆ 事業の概要と現状

本事業は、保護者の就労有無や理由を問わず、0～2歳の未就園児が保育施設を時間単位で利用できるものです。保護者の心理的・身体的負担の軽減を目的として実施する一時預かり事業（リフレッシュ保育）とは異なり、子どもの成長の観点から、『全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備する』ことを目的としています。

本市では、令和8年度から私立幼稚園2園と専用施設1施設の合計3施設で実施します。

◆ 量の見込みと確保目標量

		R 7年度 (2025)	R 8年度 (2026)	R 9年度 (2027)	R 10年度 (2028)	R 11年度 (2029)
0歳児	量の見込み(人日)	—	2	2	2	2
	確保目標量(人日)	—	2	2	2	2
1歳児	量の見込み(人日)	—	2	2	2	2
	確保目標量(人日)	—	2	2	2	2
2歳児	量の見込み(人日)	—	3	3	3	3
	確保目標量(人日)	—	3	3	3	3

◆ 確保方策

- 本制度は、令和7年度から地域子ども・子育て支援事業として制度化され、令和8年度からは子ども・子育て支援法に基づく新たな給付（乳児等のための支援給付）として、すべての自治体での実施が求められています。そこで、本市では令和8年度から本制度を実施することとします。
- 0～2歳の未就園児が、1か月につき10時間__利用するものとして、ニーズ量を見込みます。なお、ニーズ量を見込むにあたっては、類似事業である一時預かり事業（リフレッシュ保育）の利用実績から利用率を見込み、対象となる未就園児の数の総数に、当該利用率を乗じることとします。
- 本制度の実施にあたっては、実施する3施設と連携して、一時預かり事業（リフレッシュ保育）との棲み分け等を考慮しながら、ニーズ量に見合うサービス量を確保していくものとします。なお、3施設のうちの1施設では、市からの委託を受けて、令和8年6月から一時預かり事業（リフレッシュ保育）と本事業とを一体的に実施します。

関連施策	基本目標		施策の方向	
	2	安定した環境で健康に育つ子ども	(2)	安心して子どもを生み、親として成長することへの支援

(3) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）☆

◆ 事業の概要と現状

本事業は、保護者の就労有無や理由を問わず、0～2歳の未就園児が保育施設を時間単位で利用できるものです。保護者の心理的・身体的負担の軽減を目的として実施する一時預かり事業（リフレッシュ保育）とは異なり、子どもの成長の観点から、『全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備する』ことを目的としています。

令和8年度の本格始動を前に、全国各地で試行的事業の実施や体制づくりが進められています。

◆ 量の見込みと確保目標量

		R 7年度 (2025)	R 8年度 (2026)	R 9年度 (2027)	R 10年度 (2028)	R 11年度 (2029)
0歳児	量の見込み(人日)	—	3	3	10	10
	確保目標量(人日)	—	3	3	10	10
1歳児	量の見込み(人日)	—	4	4	12	12
	確保目標量(人日)	—	4	4	12	12
2歳児	量の見込み(人日)	—	3	3	12	12
	確保目標量(人日)	—	3	3	12	12

◆ 確保方策

- 本制度は、令和7年度から地域子ども・子育て支援事業として制度化され、令和8年度からは子ども・子育て支援法に基づく新たな給付__として、すべての自治体での実施が求められています。そこで、本市では令和8年度から本制度を実施することとします。
- 0～2歳の未就園児が、1か月につき10時間（令和8・9年度は3時間）利用するものとして、ニーズ量を見込みます。__
- 本制度の実施にあたっては、一時預かり事業（リフレッシュ保育）との棲み分け等を考慮しながら、公立保育園と私立の保育施設とで連携して、ニーズ量に見合うサービス量を確保していくものとします。

関連施策	基本目標		施策の方向	
	2	安定した環境で健康に育つ子ども	(2)	安心して子どもを生み、親として成長することへの支援

(6) 放課後児童健全育成事業

- ◆ 事業の概要と現状 略
- ◆ 実績 略
- ◆ 量の見込み 略
- ◆ 確保目標量

	R 7年度 (2025)	R 8年度 (2026)	R 9年度 (2027)	R 10年度 (2028)	R 11年度 (2029)
合計(人)	500	580	580	580	580

◆ 確保方策

①平日(通年利用)の見込み量と確保方策

- 令和7年度の定員は500人で、ニーズ量を大きく下回っています。そこで、令和8年度からは、岩倉南小学校と五条川小学校において、小学校の特別教室を利用してそれぞれ1単位(1単位当たり定員40人)を増やし、定員を580人に増員します。
- 放課後児童クラブの利用形態として、通年登録していても毎日利用しない児童がかなりの人数みられることから、計画期間中を通じて定員580人の範囲内での受け入れで対応できる見通しにあります。
- 計画期間中の利用実績の推移を注視しながら、ニーズ量に応じた職員配置や場所の確保を適宜行うことによって、ニーズ量に見合うサービスを確保していきます。

②夏休み等の長期休業期間の見込み量と確保方策

- 定員の580人は通年利用に対しての確保量であり、夏休み等の長期休業期間のニーズには対応できないため、児童館や小学校内の図書室等を臨時的に活用することによって、ニーズ量に見合うサービス量の確保に努めます。
- 計画期間中の利用実績の推移を注視しながら、ニーズ量に応じた職員配置や場所の確保を適宜行うことによって、ニーズ量に見合うサービスを確保していきます。

関連施策	基本目標	施策の方向	
	2 安定した環境で健康に育つ子ども	(4)	仕事と子育ての両立支援
3 社会や地域で安心して育つ子ども	(2)	子どもの居場所づくりと多様な交流と体験の支援	

(6) 放課後児童健全育成事業

- ◆ 事業の概要と現状 略
- ◆ 実績 略
- ◆ 量の見込み 略
- ◆ 確保目標量

	R 7年度 (2025)	R 8年度 (2026)	R 9年度 (2027)	R 10年度 (2028)	R 11年度 (2029)
合計(人)	500	500	500	500	500

◆ 確保方策

①平日(通年利用)の見込み量と確保方策

- 定員は500人で、ニーズ量を大きく下回っています。
- しかしながら、通年登録していても毎日利用しない児童がかなりの人数みられることから、計画期間中を通じて定員500人の範囲内での受け入れで対応できる見通しにあります。
- 計画期間中の利用実績の推移を注視しながら、ニーズ量に応じた職員配置や場所の確保を適宜行うことによって、ニーズ量に見合うサービスを確保していきます。

②夏休み等の長期休業期間の見込み量と確保方策

- 定員の500人は通年利用に対しての確保量であり、夏休み等の長期休業期間のニーズには対応できないため、児童館や小学校内の図書室等を臨時的に活用することによって、ニーズ量に見合うサービス量の確保に努めます。
- 計画期間中の利用実績の推移を注視しながら、ニーズ量に応じた職員配置や場所の確保を適宜行うことによって、ニーズ量に見合うサービスを確保していきます。

関連施策	基本目標	施策の方向	
	2 安定した環境で健康に育つ子ども	(4)	仕事と子育ての両立支援
3 社会や地域で安心して育つ子ども	(2)	子どもの居場所づくりと多様な交流と体験の支援	

(18) 産後ケア事業☆

◆ 事業の概要と現状

本事業は、産後4か月(訪問型は産後1年)未満の母親とその乳児で、出産後、自宅に帰っても手伝ってくれる人がいない、お産と育児の疲れから体調がよくない等支援が必要な人を対象に実施しています。医療機関等でケアを受ける宿泊型と通所型、自宅に訪問した助産師からケアを受ける訪問型があります。

◆ 実績

	R 1 年度 (2019)	R 2 年度 (2020)	R 3 年度 (2021)	R 4 年度 (2022)	R 5 年度 (2023)
延べ利用者数(人)	0	2	2	9	23
延べ利用日数(人日)	0	14	13	29	55

◆ 量の見込みと確保目標量

	R 7 年度 (2025)	R 8 年度 (2026)	R 9 年度 (2027)	R 10 年度 (2028)	R 11 年度 (2029)
量の見込み(人日)	114	126	139	153	169
確保目標量(人日)	114	126	139	153	169

◆ 確保方策

- 令和7年度からは、里帰り先でも産後ケアを利用しやすくなるよう、里帰り先で産後ケアを利用した人に対して費用の一部を補助します。
- 事業の利用が必要な人が利用できるよう対応していきます。

関連施策	基本目標	施策の方向	
	2 安定した環境で健康に育つ子ども	(1)	妊産婦と子どもの健康への支援

(18) 産後ケア事業☆

◆ 事業の概要と現状

本事業は、産後4か月(訪問型は産後1年)未満の母親とその乳児で、出産後、自宅に帰っても手伝ってくれる人がいない、お産と育児の疲れから体調がよくない等支援が必要な人を対象に実施しています。医療機関等でケアを受ける宿泊型と通所型、自宅に訪問した助産師からケアを受ける訪問型があります。

◆ 実績

	R 1 年度 (2019)	R 2 年度 (2020)	R 3 年度 (2021)	R 4 年度 (2022)	R 5 年度 (2023)
延べ利用者数(人)	0	2	2	9	23
延べ利用日数(人日)	0	14	13	29	55

◆ 量の見込みと確保目標量

	R 7 年度 (2025)	R 8 年度 (2026)	R 9 年度 (2027)	R 10 年度 (2028)	R 11 年度 (2029)
量の見込み(人日)	114	126	139	153	169
確保目標量(人日)	114	126	139	153	169

◆ 確保方策

- 委託医療機関等の確保に加えて、里帰り先の医療機関等での産後ケア事業の利用に対しても助成を行えるよう、検討していきます。
- 事業の利用が必要な人が利用できるよう対応していきます。

関連施策	基本目標	施策の方向	
	2 安定した環境で健康に育つ子ども	(1)	妊産婦と子どもの健康への支援

(19) 実費徴収に係る補足給付事業

◆ 事業の概要と現状

本事業は、幼児教育・保育の無償化にあたり、幼稚園に通う子どもが当該施設から食事の提供を受けた場合において、その保護者が支払うべき食事の提供に係る実費徴収額に対して、世帯の所得の状況等を勘案して、市がその一部を補助する事業です。

子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園に通う子どもを支援している保護者のうち、生活保護世帯、年収360万円未満相当世帯及び第3子以降の子どもについて実費負担分を援助します。

なお、本市では、令和6年度から、国の基準である副食費部分に加えて、独自に主食費部分に対しても補助しています。

◆ 実績

	R 1 年度 (2019)	R 2 年度 (2020)	R 3 年度 (2021)	R 4 年度 (2022)	R 5 年度 (2023)
利用者数 (人)	39	52	46	53	48

◆ 量の見込みと確保目標量

	R 7 年度 (2025)	R 8 年度 (2026)	R 9 年度 (2027)	R 10 年度 (2028)	R 11 年度 (2029)
量の見込み (人)	53	38	38	38	38
確保目標量 (人)	53	38	38	38	38

◆ 確保方策

- 令和4年度の実績である53人（うち、令和8年度から子ども・子育て支援新制度に移行する幼稚園15人）をもとに確保目標量を見込み、実費負担分を援助していくものとします。

関連施策	基本目標	施策の方向	
	2 安定した環境で健康に育つ子ども	(3)	経済的負担の軽減

(19) 実費徴収に係る補足給付事業

◆ 事業の概要と現状

本事業は、幼児教育・保育の無償化にあたり、幼稚園に通う子どもが当該施設から食事の提供を受けた場合において、その保護者が支払うべき食事の提供に係る実費徴収額に対して、世帯の所得の状況等を勘案して、市がその一部を補助する事業です。

幼稚園に通う子どもを支援している保護者のうち、生活保護世帯、年収360万円未満相当世帯及び第3子以降の子どもについて実費負担分を援助します。

なお、本市では、令和6年度から、国の基準である副食費部分に加えて、独自に主食費部分に対しても補助しています。

◆ 実績

	R 1 年度 (2019)	R 2 年度 (2020)	R 3 年度 (2021)	R 4 年度 (2022)	R 5 年度 (2023)
利用者数 (人)	39	52	46	53	48

◆ 量の見込みと確保目標量

	R 7 年度 (2025)	R 8 年度 (2026)	R 9 年度 (2027)	R 10 年度 (2028)	R 11 年度 (2029)
量の見込み (人)	53	53	53	53	53
確保目標量 (人)	53	53	53	53	53

◆ 確保方策

- 令和4年度の実績である53人を確保目標量として見込み、実費負担分を援助していくものとします。

関連施策	基本目標	施策の方向	
	2 安定した環境で健康に育つ子ども	(3)	経済的負担の軽減

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）に係る教育・保育等の一体的な提供及び推進に関する体制の確保

◆ 事業の概要と現状

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）（以下「こども誰でも通園制度」という。）は、0歳6か月～満3歳未満の子どもを対象とする事業です。一方、教育・保育施設（認定こども園・幼稚園・保育所）は、満3歳以降も含めた小学校就学前の子どもを対象としています。このため、こども誰でも通園制度を利用した子どもは、満3歳以降は、教育・保育施設を利用することとなります。したがって、こども誰でも通園制度を利用した子どもが、満3歳以降に円滑に教育・保育施設を利用できるように、施設・事業者間での連携が必要です。

特に、満3歳以上の児童の教育・保育への接続を踏まえると、満3歳からの子どもを受け入れている幼稚園は、こども誰でも通園制度を利用した子どもの有力な受入れ先であるため、積極的に連携を図っていきます。

◆ 確保方策

本市でこども誰でも通園制度を実施する3事業所のうち2施設は幼稚園であり、満3歳児の受入れを既に行っているため、それらの幼稚園でこども誰でも通園制度を利用していた子どもは、当該幼稚園の満3歳児クラスに円滑に移行できることが見込まれます。市としても、幼稚園における満3歳児クラスの活用を促進し、こども誰でも通園制度の利用から幼稚園の利用への円滑な移行を支援します。

また、認定こども園の満3歳児クラスを希望する人や、満3歳以降に保育の利用を希望する人のために、市内の教育・保育施設と連携し、こども誰でも通園制度の利用終了後の受入れ枠の確保に努めるほか、こども誰でも通園制度実施事業者と教育・保育施設との間で情報を共有することができる体制を整備します。

	基本目標	施策の方向
関連施策	2 安定した環境で健康に育つ子ども	(2) 安心して子どもを生子、親として成長することへの支援